

神戸市空き家・空き地地域利用応援制度 空き家再生等推進事業補助金審査会設置要綱

平成 28 年 6 月 15 日 住宅都市局長決定

平成 29 年 8 月 16 日 住宅都市局長改正

平成 30 年 6 月 25 日 住宅都市局長改正

平成 31 年 4 月 1 日 都市局長改正

令和 2 年 3 月 23 日 都市局長改正

令和 2 年 5 月 12 日 都市局長改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、神戸市空き家・空き地地域利用応援制度空き家再生等推進事業補助金交付要綱第 10 条第 2 項に基づき、補助対象事業の審査を適正かつ効率的に行うことを目的として、都市局内に設置する「神戸市空き家再生等推進事業補助金審査会」（以下「審査会」という。）に必要な事項を定める。

(審査会)

第 2 条 審査会は副局長、空家空地活用課長、まち再生推進課長、建築住宅局企画担当課長、安全対策課長、（一財）神戸すまいまちづくり公社支援課長をもって組織する。

2 審査会には会長、副会長を置く。

3 会長は、審査会を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 審査会の会長は副局長をもってあて、副会長は空家空地活用課長をもってあてる。

6 審査会は必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

7 審査会は委員の半数の出席をもって成立するものとする。なお、委員が代理人を任命した場合は、その代理人を委員とみなす。

8 会長が必要と認める場合には、第 1 項以外の者を委員とすることができる。

9 会長は会議の運営上必要があると認める場合には、審査会に委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聞くことができる。

10 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することはできない。

(審査方法)

第 3 条 審査会における審査は次の方法で行う。

(1) 委員は別表の審査基準に基づき、採点を行う。

(2) 審査会は採点の集計結果を元に補助対象事業の優先順位付けを行い、補助金の交付対象を決定する。

(3) 委員の採点の平均が、18 点未満である場合は原則として不採択とする。

(事務局)

第 4 条 審査会の事務は空家空地活用課で行う。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は会長が定める。

(附則)

この要綱は、平成28年6月15日より施行する。

この要綱は、平成29年8月16日より施行する。

この要綱は、平成30年6月25日より施行する。

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

この要綱は、令和2年6月1日より施行する。

別表

審査基準

項目	審査のポイント
必要性	事業内容は、地域の課題やニーズに応じたものであり、当事者の実施が地域によって必要なものか。
公益性	事業内容は、営利を目的とするものでないか。また、対象者が限定されず、多世代の地域住民が参加することができるなど、不特定多数の住民の利益増進に寄与するものか。
事業効果	事業内容は、地域課題の解決や地域コミュニティの再生・活性化など事業の目的を達成することが期待できるものか。また、事業経費に見合った効果が期待できるか。
継続性	事業計画及び資金計画等は、10年以上の継続的な事業の実施が可能と見込まれるものか。
独自性・波及効果	事業内容は、新しいアイデアや地域特性に応じた独自の視点・工夫を盛り込んだものか。また先進事例として、他の地域にとって参考になるものか。
対象物件	対象物件について、空き家か空き建築物か。 <ul style="list-style-type: none"> ・空き家(住宅)：居住の用途に供されていた住宅 ・併用住宅：住宅用途の部分が延べ面積の半分を超えているもの ・空き建築物：上記以外の建築物

審査の点数（6項目×5点＝30点満点）

特に優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
5点	4点	3点	2点	1点

※ 対象物件について、空き家(住宅)：5点 併用住宅：4点 空き建築物：3点